

施設・居住系介護サービス事業者公募の応募要件の追加について

特別養護老人ホーム（以下、「特養」という。）の整備・事業者選定に当たり、防災及び安全性の確保の観点から、事業者公募の募集要項「応募要件」を追加し、「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害危険箇所」を含む区域を、施設整備の対象区域から除外する。

また、洪水浸水想定区域については、災害を想定した設計や災害対応を整備計画に含めて応募することを求める。

1 応募要件（案）

- ・ 土砂災害（特別）警戒区域及び土砂災害危険箇所（※）を含まない区域
- ・ 洪水浸水想定区域に隣接、または区域に含まれている場合は、災害を想定した設計内容、避難計画の作成等の災害対応を計画に含めたうえで応募すること

（広域型・地域密着型共通）

（※ 「土砂災害危険箇所」：

土石流危険渓流，急傾斜地崩壊危険箇所，地すべり危険箇所の総称）

2 追加理由

（1）土砂災害について

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和4年4月に都市計画法が改正施行され、土砂災害特別警戒区域等における開発行為（施設整備等）が原則認められなくなる。しかし、過去には土砂災害特別警戒区域に指定されていない区域でも大規模災害が発生した事例がある。

特に、重度の要介護者が生活する特養は、一旦土砂災害が発生した場合、甚大な被害が予想される。しかし、改正都市計画法では、土砂災害特別警戒区域以外の、他の土砂災害の危険性が指摘される区域での施設整備は認められるため、災害の危険性がある区域に特養が整備される可能性が依然としてある。

そこで、特養の事業者公募の「応募要件」を追加し、土砂災害特別警戒区域に加え、土砂災害警戒区域、更には都市計画法の規制対象ではない「土砂災害危険箇所」の特養整備を認めないことで、都市計画法ではカバーされない災害発生の危険性の高い区域における特養整備を制限し、土砂災害による被害を未然に防ぐとともに、利用者にとってより一層安全かつ質の高い施設

の整備を推進する。

（２）水害（洪水浸水想定区域）について

洪水浸水想定区域（３ｍ以上）は、今回の改正都市計画法で開発行為の規制がされてはいないが、土砂災害警戒区域等と同様に災害の危険性が指摘される区域である。一方、土砂災害と違い、河川の水位上昇など、浸水の可能性をある程度事前に把握することができ、避難等の対応を取ることができるとともに、想定される浸水深に基づいて、設計を工夫する等により対策が可能である。

これらを踏まえ、応募の際に、災害対応を整備計画に含めて提出することを応募要件とすることで、より安全でかつ安心して入所できる施設整備を推進する。

３ 実施時期

今回の事業者公募（４月実施予定）から適用する。

	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害危険箇所 （土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所）
根拠	土砂災害防止法（H13.4.1 試行）	建設省砂防課長通達（S41.10.14）
内容	【土砂災害警戒区域】 土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域 【土砂災害特別警戒区域】 土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域 （土石流） 土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域 （地すべり） ① 地すべり区域 ② 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離の範囲内の区域 （急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）） ① 傾斜度30度以上・高さ5m以上の区域 ② 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍以内の区域	土石流、地すべり、がけ崩れの3つについて被害のおそれのある箇所 （土石流危険渓流） 土石流の発生する危険性があり、人家5戸以上等に被害を及ぼす恐れのある渓流 （地すべり危険箇所） 地形・地質・過去における発生の事実等から地すべりのおそれがあると考えられる箇所 （急傾斜地崩壊危険箇所） 急傾斜地の高さが5m以上かつ、地表面が水平面に対して30度以上であり、人家5戸以上等に被害を及ぼす恐れのある箇所
調査方法	・2千5百分の1の地形図により机上抽出 ・現場踏査により調査対象箇所を確定 ・調査対象箇所の地形の現地計測 ・地質、保全対象等の現地確認	・2万5千分の1の地形図により机上抽出 ・地形、地質、保全対象等の現地確認
建築等の制限	【土砂災害特別警戒区域】 ・開発行為の原則禁止（市街化区域・市街化調整区域共通） 【土砂災害警戒区域】 ・なし（市街化調整区域における戸建て住宅の新築等可能区域からは除外）	なし
箇所数	京都市内 2,557 箇所	京都市内 1,222 箇所

(参考)

- 広島市「特別養護老人ホーム整備運営事業者募集要領」令和4年1月
整備予定地要件

- 1 各種法令等に適合し、かつ、広島市内に用地確保が確実であること。
 - ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に所在していないこと。
 - ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条で定められた土砂災害警戒区域及び第9条で定められた土砂災害特別警戒区域（同法に基づく基礎調査の結果として公表された土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に相当する範囲を含む。）に所在していないこと。
 - ・ 広島県土砂災害警戒区域図における土砂災害危険箇所に所在していないこと。

(以下略)

- 沖縄県「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)整備法人公募要項（案）」令和3年9月（令和4年4月頃に予定する公募の事前周知として公開されたもの、変更の可能性有）

立地条件

- (5) 設置場所が、土砂災害防止法に基づき沖縄県が指定する土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）又は、沖縄県が公表する土砂災害危険箇所でないこと。

(以下略)